

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

これからご利用いただく介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、サービスを利用する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。不明な点があれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 事業所の概要

運営主体の法人名 (事業者名)	(フリガナ) シャカイイリョウハウジンショウハクカイ 社会医療法人松柏会	
法人の種類	社会医療法人	
運営主体の所在地	山形市桜町7番44号	
代表電話番号・FAX 番号	TEL 023-622-7181	FAX 023-642-8101
ホームページアドレス	http://www.shiseido-hp.jp	
運営主体の開設年月	1903年 4月	
運営主体の代表者氏名	理事長 中島 幸裕	
(フリガナ) 事業所名	チイキハウカツシエンセンターカガヤキ 地域包括支援センターかがやき	
管理者の役職・氏名	センター長 佐川 俊司	
事業所の所在地	山形市旅籠町一丁目7番23号	
交通の方法	山交バス 旅籠町バス停 徒歩5分 山交バス 霞城公園前バス停 徒歩5分	
代表電話番号・FAX 番号	TEL 023-631-8020	FAX 023-631-8068
ホームページアドレス	http://www.shiseido-hp.jp	
緊急連絡先	時間外でも連絡可能な緊急連絡先 023-631-8020	
介護保険の指定番号	0600100085	
指定年月日	2006年 4月 1日	
指定更新年月日	2024年 4月 1日	
運営の方針と事業所の特色など	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように専門性の高い、社会福祉士・保健師等・主任介護支援専門員が総合的な視点で継続的に支援していきます。	

2. 職員の体制に関する事項

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員の配置状況)

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種		備考
管理者	1名（常勤兼務）	保健師等 主任介護支援専門員 社会福祉士のうち1名が兼務
保健師等（経験看護師）	1名以上 常勤	保健師等に経験のある看護師を含む
主任介護支援専門員	1名以上 常勤	
社会福祉士	1名以上 常勤	
事務員	1名 常勤	

3. サービスの内容等に関する事項

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容等について	1. 介護予防サービス・支援計画書の作成 利用者宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、介護予防サービス地域密着型介護予防サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「介護予防サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防サービス・支援計画書を作成します。			
	2. 介護予防サービス・支援計画書のモニタリング 担当職員は、3ヶ月に1回は利用者宅に訪問させていただき、お話を伺い状況把握をします。それ以外の月は電話等でご利用者に連絡を取らせていただき、実施状況の把握をします。（モニタリング）			
	3. 介護予防サービス・支援計画評価 介護予防サービス・支援計画に位置づけた期間が終了するときは、計画の目標の達成状況について評価を行います。			
	4. その他 利用者の意思を踏まえて、要支援認定の更新申請等必要な援助を行います。			
営業時間 （窓口対応可能時間）	月～金曜	8：45 ～ 17：15	土曜・日曜・ 祝日	緊急相談 のみ受付
	特記事項	年末年始（12月31日～1月3日） 及び土・日・祝日は休み		
担当圏域（通常の事業の実施地域）	第三・第四・第九地区			

担当している 予防給付の対象者数	要支援1 (名) 要支援2 (名) 事業対象者 (名) (令和7 年 4月 1日現在)	
苦情・相談対応 窓口の名称 連絡先・対応時間	事業所又は法人に設置 された苦情・相談対応窓口	名称 地域包括支援センターかがやき
		連絡先電話番号 0 2 3 - 6 3 1 - 8 0 2 0
		対応時間 (9 : 30 ~ 16 : 30)
	外部に設置された 苦情・相談対応窓口	名称 山形市福祉推進部長寿支援課
		連絡先電話番号 0 2 3 - 6 4 1 - 1 2 1 2
		対応時間 (8 : 30 ~ 17 : 15)
	国保連苦情・相談 対応窓口（介護サー ビス苦情相談窓口）	名称 山形県国民健康保険団体連合会
		連絡先電話番号 0 2 3 7 - 8 7 - 8 0 0 6
		対応時間 (9 : 00 ~ 16 : 00)
苦情解決を行うため の体制、手順	1. 相談、苦情があった場合は、状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施、状況の聞き取りや事情の確認を行い、事実関係の特定を行います。 2. 相談担当者は、把握した状況について検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。 3. 対応内容に基づき、関係者への連絡調整を行うと共に、利用者およびそのご家族に連絡して、説明を行います。 4. 必要に応じて対象事業所の管理者等と協議の場を設けるとともに行政等の各関係機関との協力により適切な対応方法を検討し再発防止に向けた取り組みを行います。 5. 事業者が提供した介護予防支援等に関する苦情だけでなく、事業者（事業所）が作成した介護予防サービス・支援計画に位置付けられた介護予防サービス等に関する苦情も遠慮なくお申し出ください。	
事故発生時の対応	担当職員は、利用者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、事業所は、市及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。	
損害賠償保険へ加入	加入している	

	責任者	センター長 佐川俊司	担当者	高山誠也
虐待の防止について	利用者等の虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 1. 担当職員に研修等を通じて、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及し知識・技術の向上に努めます。 2. 担当職員が適切に支援を行うために相談できる体制を整えるほか、利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。 3. 利用者等に対する虐待の早期発見に努め、高齢者虐待に相当する行為やそのおそれのある状態を知った場合には、関係機関と連携し、その解決に必要な措置を講じます。			
身体的拘束等の適正化について	1. サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を原則行いません。 2. 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。			
業務継続計画について	感染症の拡大や自然災害など不測の事態が発生した場合でも迅速に業務を再開・継続させるためにあらかじめ検討した方針や計画を定めます。			
加入・参加している 連絡組織・団体等	山形県地域包括支援センター等協議会			
介護予防支援の委託 の有無	(<u>あり</u> ・ なし)			
委託先の 居宅介護支援事業者	第三・第四・第九地区内またはその近隣地域に事務所を置く、指定居宅介護支援事業者（やむを得ず遠隔地に居住している等の場合をのぞく）			

利用料	基本的に利用者負担はありませんが、介護保険料の滞納等により、利用者負担が発生する場合があります。	
	種類	月額料金
	介護予防支援	4, 4 2 0 円
	原則的な介護予防ケアマネジメント (介護予防ケアマネジメント A)	4, 4 2 0 円
	簡略化した介護予防ケアマネジメント (介護予防ケアマネジメント B)	2, 2 1 0 円
	初回のみ介護予防ケアマネジメント (介護予防ケアマネジメント C)	4, 4 2 0 円
	初回加算	3, 0 0 0 円
	委託連携加算	3, 0 0 0 円

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所 所在地 山形市旅籠町一丁目7番23号
名 称 地域包括支援センターかがやき

説明者氏名 _____

私は、本書面により、事業者から介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明及び交付を受け、サービスの提供開始に同意します。

年 月 日

利用者氏名	
ご家族氏名	